

田原市特定不妊治療費等助成制度のご案内

特定不妊治療を受けたご夫婦に対し、治療に要した費用の一部を助成する制度です。

田原市では、こどもを望むご夫婦の願いが叶えられるよう、少しでも応援できればと考えています。

*** 令和5年度より田原市一般不妊治療費助成事業は実施されません。**

	特定不妊治療（男性不妊治療は除く）
対象治療	体外受精 顕微授精（胚移植に至る治療）保険適用分 一部先進医療(タイムラプス・IMSIのみ)
医療機関	保険診療の施設基準を満たす医療機関
対 象 者	次のいずれにも該当するご夫婦 （１）治療開始時点で婚姻している法律上のご夫婦又は事実婚関係にある兩人。 （２）夫婦の両方が申請日前１年以上前から引き続き田原市内に住所を有し、かつ治療期間及び申請時に田原市に住所を有していること。 ※夫婦の一方が単身赴任等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 事実婚関係にある兩人は二人とも田原市の同一住所であること。 （３）夫及び妻（事実婚関係の場合は兩人）の市税に滞納がないこと。
助 成 額	１回の治療につき 15 万円を上限に助成 （千円未満は切り捨てます） ※ただし、特定不妊治療の自己負担額から、高額療養費制度や付加給付金制度により助成された金額を控除した額と 15 万円のいずれか少ない額となります。
助成期間	制限なし
助成回数	初めて助成金申請した際の治療開始日の女性の年齢によって、次のとおりとなります。 （１）当該年齢が 40 歳未満 子ども 1 人につき、通算 6 回 （２）当該年齢が 40 歳以上 43 歳未満 子ども 1 人につき、通算 3 回 ※助成を受けた夫婦が拳児を得て出産した場合（１２週以降での死産の場合も含む）は、改めて、通算回数助成されます。 ※R3 年度までの助成金の支給回数は回数の計算に含めません。
申請時期	治療が終了した日から 1 年以内に申請

■ この制度における助成期間及び助成回数には、他の自治体から受けた特定不妊治療に関わる助成も算入します。

申請手続

次の書類を健康課へ申請してください。

■ 高額療養費制度、付加給付金制度等の対象となる方へ

高額療養費制度や付加給付金制度等で返還された金額は補助の対象外となります。申請前に、対象の方は必ず制度の利用申請をおこなってください。申請方法は保険者によって異なります。加入している保険組合にご確認ください。

申請に必要な書類	
田原市特定不妊治療費等助成事業補助金交付申請書	○
田原市特定不妊治療費等助成事業受診等証明書	○
領収書（原本）	○
健康保険証※又はマイナンバーカード（夫婦とも、事実婚の場合は兩人とも）	○
田原市特定不妊治療費等助成事業に関する同意書 ※保険者が「地方職員共済組合愛知県支部」の場合、専用様式の同意書も必要となります。	○
住民票（市外に夫婦どちらかがいる場合）	該当する場合必要
事実婚関係に関する申立書	該当する場合必要
田原市特定不妊治療費等助成事業補助金請求書	○
●高額療養費限度額適用認定証（治療前に加入している保険組合に申請し発行してもらう） ●高額療養費の支給決定通知書 ●付加給付金等の支給決定通知書	該当する場合必要
補助金交付時の口座番号が確認できるもの	○
印鑑（スタンプ印不可）	○
単身赴任証明書	該当する場合必要

※健康保険証は有効期限内のものに限ります

■ マイナ保険証を使用された方へ

申請の際に、保険者番号等を控えさせていただきますので、マイナポータルを閲覧できるようマイナンバーカード、スマートフォンをご準備ください。また、マイナポータルにログインする際、4桁のパスワードが必要となりますのでご確認の上、申請にお越しく下さい。

申請場所・問合せ先

田原市役所 健康課（北庁舎1階） 電話：0531-23-3515
あつみライフランド 健康課 電話：0531-33-0386